令和９年度神奈川県公立高等学校入学者選抜

志願のてびき

全日制の課程・別科

この「志願のてびき」は、令和９年度神奈川県公立高等学校入学者選抜で、全日制の課程・別科に志願する際に必要になる資料の取扱いや手続の流れ等をまとめたものです。
内容をよく確認し、志願の手続等を行ってください。

令和９年度入学者選抜の出願方法について ---------- 1
出願サイトによる志願手続の流れ ---------- 2
一般募集　全日制の課程
Ⅰ　志願資格と学区 ---------- 4
Ⅱ　共通選抜(二次募集を除く。) ---------- 4
Ⅲ　二次募集 ---------- 12
連携型中高一貫教育校連携募集 ---------- 16
海外帰国生徒特別募集
Ⅰ　海外帰国生徒特別募集(後期募集を除く。) ---------- 18
Ⅱ　県立神奈川総合高等学校における後期募集---------- 21
在県外国人等特別募集 ---------- 22
インクルーシブ教育実践推進校特別募集
Ⅰ　インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集を除く。) ---------- 25
Ⅱ　二次募集 ---------- 28
中途退学者募集 ---------- 30
別科(横浜市立横浜商業高等学校の理容科・美容科) ---------- 32
志願資格承認・学区確認
Ⅰ　志願資格承認について ---------- 35
Ⅱ　学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)---------- 36
○面接シートまたは学校独自の様式による書類提出が必要な学校について ---------- 39
○神奈川県公立高等学校の学費について ---------- 40
○神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について ---------- 40
○神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて ---------- 41
○神奈川県高校生等奨学給付金について ---------- 41
○私立高等学校等の学費支援制度等について ---------- 42
○神奈川県教育委員会案内図、横浜市教育委員会案内図、川崎市教育委員会案内図、問合せ先 ---------- 裏表紙

令和９年度入学者選抜の出願方法について

令和９年度入学者選抜において、一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集（後期募集）を除く。)、中途退学者募集および別科（以下「**２月に行う検査**」といいます。）は、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム（以下「**出願サイト**」といいます。）による出願となります。

一般募集(共通選抜(二次募集)および定通分割選抜)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集（後期募集）（以下「**３月以降に行う検査**」といいます。）は、紙の入学願書による出願となります。

■出願方法の違い

本冊子での呼び方	募集	出願方法
２月に行う検査	・一般募集（共通選抜（**二次募集を除く。**）） ・連携型中高一貫教育校連携募集 ・海外帰国生徒特別募集（**後期募集を除く。**） ・在県外国人等特別募集 ・インクルーシブ教育実践推進校特別募集（**二次募集を除く。**） ・中途退学者募集 ・別科	出願サイトによる出願
３月以降に行う検査	・一般募集（共通選抜（**二次募集**）） ・一般募集（**定通分割選抜**） ・インクルーシブ教育実践推進校特別募集（**二次募集**） ・海外帰国生徒特別募集（**後期募集**）	紙の入学願書による出願

■出願サイトの操作方法

本冊子には、出願サイトの詳しい操作方法は掲載していません。

操作方法がわからなくなったときは、「神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム　志願者用マニュアル」（以下「**マニュアル**」といいます。）を参照してください。

なお、出願サイトを利用する際の端末や通信にかかる費用は利用者の負担となります。

■マニュアルのダウンロード方法



操作説明書をクリックすると、ＰＤＦで表示されます。
（ルビつきの操作説明書もあります。）

■ヘルプデスク

出願サイトの操作方法について、マニュアルを見てもわからないときは、次の電話番号にご連絡ください。（ヘルプデスクは、出願サイトの操作方法についての質問にお答えします。）

なお、本冊子の記載内容については、裏表紙の問合せ先にご連絡ください。

電話番号：**050-3501-6252　※おかけ間違いにご注意ください。**
期　　間：令和８年11月６日(金)～令和９年３月５日(金)　９時～17時
（土曜日、日曜日、休日および年末年始(令和８年12月29日～令和９年１月３日)を除く。）

出願サイトによる志願手続の流れ

はじめに

２月に行う検査では、出願サイトを利用して志願手続をします。
出願サイトによる志願の方法は、次のAからCに分かれます。

A　県内の国公立中学校を卒業見込み　または　すでに卒業している人
・**神奈川県内**にある**国立**または**公立**の中学校等（特別支援学校中学部、義務教育学校等を含みます。本冊子や出願サイトでは、まとめて「中学校」といいます。）の場合。

B　県外の国公立中学校　または　私立中学校等を卒業見込み　または　すでに卒業している人
・**Aに該当しない**、**日本国内にある中学校**および**海外にある日本人学校**の場合。
・私立中学校には、神奈川県内・県外の私立中学校等を含みます。
・県外在住の場合、別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 P.35、36）

A、Bは、必ず手続の際に中学校を通します。

C　海外現地校等を卒業見込み　または　すでに卒業している人
・上記A、Bに該当しない場合。
・別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 P.35、36）

Cは、手続の際に中学校を通しません。

A　県内の国公立中学校を卒業見込み　または　すでに卒業している人

①　志願者アカウント作成（志願者登録申請）

募集期間（令和9年1月 25 日（月）から）の前までに志願者アカウントを作成しておきましょう。志願者アカウント作成時に志願者基本情報（氏名、住所等）を登録します。また、志願資格承認申請、学区確認申請および特別募集等の志願資格確認の手続をする人は、早めに志願者アカウントの作成が必要です。
※　日本の中学校を既に卒業している人は、卒業した中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人および保護者（18 歳以上の方は本人のみ）の住民票の写し等を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、志願者アカウント作成の手続を依頼してください。

②　志願情報作成（下書き）

志願者アカウント作成後、志願先の高等学校を登録（下書き保存）できるようになります。
①で登録した志願者基本情報と②で登録する志願先の高等学校の情報をまとめて「志願情報」といいます。志願情報は、中学校を通じて、志願先の高等学校に送られます。

③　志願情報申請、受検料納付
（令和９年１月 25 日（月）午前９時から１月 29 日（金）正午まで）

募集期間のうち【志願情報申請期間】内に、志願情報の申請（＝担任の先生に送る）をします。申請後、速やかに出願サイトから受検料を納付してください。

④　志願変更情報申請、受検料再納付
（令和９年２月４日（木）午前０時から２月８日（月）正午まで）

志願変更する場合、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更手続をします。
担任の先生に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」されると、志願変更が可能となります。志願変更する際の志願情報を「志願変更情報」といいます。
受検料は、再納付または差額の納付が必要な場合のみ納付します。

「面接シート」、「学校独自の様式による提出書類」等は、調査書等提出期間（令和９年２月４日（木）から２月 10 日（水）まで）に、中学校を通じて高等学校に提出します。

⑤　受検票印刷（令和９年２月 11 日(木・休日)午前０時から）

検査前日までに、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷します。
また、受検票の二次元コードまたは URL からアクセスできる「志願者へのお知らせ」を必ず確認してください。
※「志願者へのお知らせ」は、募集期間初日の午前中を目途に、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校ホームページから確認することができます。

⑥　検査

検査当日には、必ず印刷した受検票を持参してください。

⑦　合格発表、入学料納付（令和９年２月 26 日(金)午前９時から）

出願サイト上で合格発表を行います。
合格者は、受検票を持参し、当日の指定された時間に、合格した高等学校で合格通知書の交付を受けます。
高等学校で受け取る案内に従い、出願サイトから入学料を納付します。

B　県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

在籍または卒業した中学校を通して手続します。
中学校から神奈川県教育委員会(以下「県教育委員会」といいます。)に連絡していただき、中学校用のアカウントを作成する必要があります。詳しいことは、以下の県教育委員会のホームページを参照してください。
中学校用のアカウントを作成した後の手続は、Aと同じです。

C　海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

中学校を通さずに志願手続します。県教育委員会が事前に作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成し、手続します。志願者アカウントを作成した後の手続は、Aと同じですが、Aの手続のうち、「中学校を通じて」と記載している部分は、省略(スキップ)します。「志願変更許可」および「志願取消許可」については、県教育委員会の窓口で行います。詳細は、志願資格承認申請の際に案内します。併せて、以下の県教育委員会のホームページを参照してください。

「県外・海外・私立等から受検する場合のインターネット出願に係る手続について」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kengai-kaigai-shiritsu-netshutsugan.html

※　お知らせ
電子申請システムは電子申請サービスに名称を変更しました。
本てびきに記載されている「電子申請システム」は「電子申請サービス」と読み替えてください。

一般募集　全日制の課程

Ⅰ　志願資格と学区

志願資格

神奈川県の公立高等学校(以下「高等学校」といいます。)の全日制の課程に入学を志願するためには、平成24年４月１日以前に出生した人で、次表のＡ欄の①～⑥のいずれかに該当し、かつ、Ｂ欄の①・②のいずれかに該当することが必要です。

Ａ	①　中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人、または令和９年３月31日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人(ただし、国公私立高等学校、高等専門学校および中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」といいます。)に在籍していない人) ②　外国において、学校教育における９年の課程を修了した人、または令和９年３月31日までに修了する見込みの人 ③　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程があるとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人、または令和９年３月31日までに修了する見込みの人 ④　中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして文部科学大臣が指定した人 ⑤　就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された人 ⑥　中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして高等学校長が認めた人
Ｂ	①　本人および保護者(親権者または未成年後見人をいいます。)の住所が神奈川県内にある人 ②　神奈川県教育委員会教育長(以下「県教育長」といいます。)の志願の承認を受けた人

注意　上記Ａ欄の②～⑤に該当する人とＢ欄の①に該当しない人は、Ｂ欄②の県教育長の志願の承認を受けることが必要です。志願資格の承認申請の方法等について本冊子 P.35、36 を確認してください。

学区

県立の高等学校 横須賀市立の高等学校	学区はありません。県内のどこからでも志願することができます。
横浜市立の高等学校 川崎市立の高等学校	学区が定められている学校があります。本冊子P.36～38の**「Ⅱ　学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)」**を確認してください。

Ⅱ　共通選抜(二次募集を除く。)

募集定員

共通選抜の募集人員は、募集定員の100%です。

令和９年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科またはコースに限ります。ただし、次の高等学校、学科等については、第２希望の志願ができます。

高等学校	第１希望	第２希望
農業・工業・商業・水産に関する学科をそれぞれ設置している高等学校	農業に関する学科	同じ高等学校の他の農業に関する学科
	工業に関する学科	同じ高等学校の他の工業に関する学科
	商業に関する学科	同じ高等学校の他の商業に関する学科
	水産に関する学科	同じ高等学校の他の水産に関する学科
横浜市立戸塚高等学校	単位制普通科一般コース	単位制普通科音楽コース
	単位制普通科音楽コース	単位制普通科一般コース
県立横浜国際高等学校	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。)	単位制国際科国際バカロレアコース
	単位制国際科国際バカロレアコース	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。)

(2) 共通選抜(他の課程を含む。)、連携募集、特別募集(他の課程を含む。)、中途退学者募集および別科に、同時に志願することはできません。

(3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。

(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

募集期間

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から１月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※　募集期間中は、志願取消はできません。

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア　A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ　C　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。

受検料の金額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金額	2,200 円			

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトから納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(5) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先(志願変更したときは、その志願変更先)(以下「志願先」といいます。)の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア　調査書(第 11 号様式)(中学校長が作成します。)

イ　面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

ウ　学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

エ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第７号様式)、欠席状況証明書(第８号様式：中学校長が作成します。)および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第９号様式))(該当する人のみ)

調査書等の提出期間	受付時間
令和９年２月４日(木)から２月10日(水)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および午後１時～午後４時

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

※　上記イ、ウの書類が必要な高等学校および様式のダウンロード URL については、本冊子 P.39 で確認してください。

※　県立相模原弥栄高等学校音楽科の特色検査(実技)提出用紙については、提出方法、期間等を高等学校長が別に定めるので、県立相模原弥栄高等学校のホームページを必ず確認してください。

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

(6) 志願の手続に関する注意点

県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科において、志願時に申請した受検教科の変更はできません。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。
(2) どの高等学校へも志願変更できます。
(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)
(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)
(5) 共通選抜と特別募集の間でも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。
(6) 第２希望の志願ができる高等学校に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の期間

志願変更期間	備考
【志願変更情報申請期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から２月９日(火)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

志願変更の手続

(1) 志願変更許可

ア　A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。

イ　C　海外現地校等の場合は、県教育委員会の窓口に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。

(2) 志願変更情報申請

出願サイトから、志願変更情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付(必要な人のみ)

受検料の再納付または差額の納付が必要な人は【志願変更情報申請期間】内に、受検料を納付します。納付方法は、志願手続時と同じです。

なお、受検料に関する注意点は次のとおりです。

ア　県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同じ高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、それ以外の場合、受検料を再納付する必要があります。

イ　定時制の課程から全日制の課程および通信制の課程から全日制の課程または定時制の課程へ志願変更する場合には、県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間または同じ高等学校内の志願変更であっても、受検料の差額を納付する必要があります。

ウ　全日制の課程から定時制の課程または通信制の課程および定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合、受検料の差額は返還しません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願変更情報が志願変更先の高等学校に提出されます。

(5) 志願変更の手続に関する注意点

ア　「志願変更許可」は、志願変更期間前にはできません。

イ　第２希望の志願変更の手続は、前記(1)～(4)の手続に準じて行います。

ウ　志願資格確認を受けていない特別募集(海外帰国生徒、在県外国人等)に志願変更する場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手続をする必要があります。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月 25 日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

(1) A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合

ア　在籍(卒業)中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

イ　出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願取消が完了します。

(2) C　海外現地校等の場合

ア　県教育委員会の窓口に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

イ　出願サイトから志願取消情報を申請すると、志願取消が完了します。

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたは URL から「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

共通選抜の検査

(1) 共通選抜で実施する検査について(クリエイティブスクールを除く。)

ア　検査の内容および期日

学力検査　令和９年２月16日(火)

特色検査　令和９年２月16日(火)(学力検査を５教科実施した場合を除く。)
17日(水)、18日(木)または19日(金)

※　特色検査の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

イ　検査の会場

志願先の高等学校

ウ　学力検査の教科等・時間割　　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50 ～ 9:10	9:20 ～ 10:10	10:25	10:30 ～ 11:20	11:35	11:40 ～ 12:30	12:30 ～ 13:15	13:15	13:20 ～ 14:10	14:25	14:30 ～ 15:20
教科 その他	検査について の注意	外国語 (英語) ＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	理科	(予鈴)	社会

エ　検査当日に持参するもの

(ｱ) 学力検査について

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　共通選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜以上のものが適しています。)

(ｲ) 特色検査について

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

オ　学力検査に関する注意点

(ｱ) 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科(県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科においては、事前に申請した受検教科)をすべて受検します。

(ｲ) 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

(ｳ) 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

(ｴ) 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

(ｵ) 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。
なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

カ　携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

(2) クリエイティブスクールで実施する検査について

ア　検査の内容および期日

特色検査(面接)　　令和９年２月16日(火)、17日(水)、18日(木)または19日(金)

特色検査(自己表現検査)　令和９年２月16日(火)、17日(水)、18日(木)または19日(金)

※　特色検査(面接および自己表現検査)の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

イ　検査の会場

志願先の高等学校

ウ　検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

追検査

(1) 追検査の対象となる検査

ア　共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)については、学力検査の全てです。

イ　クリエイティブスクールについては、特色検査(面接)です。

※　追検査の結果は、前記「共通選抜の検査」の結果と同様の取扱いとします。

(2) 追検査の対象となる事由

ア　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合

イ　月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合

ウ　自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合

エ　痴漢の被害に遭った場合　等

(3) 受検の手続

ア　追検査の受検を希望する場合、在籍(卒業)中学校に状況を伝えます。

イ　中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第 28 号様式)を、次の期間に志願先の高等学校に提出します。

(ｱ) 共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)

提出期間	受付時間
令和９年２月16日(火)および２月17日(水)	２月16日(火)は、午後１時～午後４時 ２月17日(水)は、午前９時～正午

(ｲ) クリエイティブスクール

提出期間	受付時間
令和９年２月16日(火)から２月18日(木)まで	２月16日(火)は、午後１時～午後４時 ２月17日(水)および２月18日(木)は、 午前９時～正午および午後１時～午後４時

(4) 受検の手続に関する注意点

ア　在籍(卒業)中学校が県外である等の事由により、提出期間内に追検査受検願(第 28 号様式)の提出ができない場合、志願先の高等学校にご相談ください。

イ　追検査受検願(第 28 号様式)については、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷して利用することもできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(5) 追検査の内容および期日

ア　共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)

学力検査　　令和９年２月 22 日(月)

イ　クリエイティブスクール

特色検査(面接)　令和９年２月 22 日(月)

(6) 追検査の会場

志願先の高等学校

(7) 追検査の教科等・時間割

ア　共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	９:20 ～ ９:40	９:50 ～ 10:40	10:55	11:00 ～ 11:50	12:05	12:10 ～ 13:00	13:00 ～ 13:45	13:45	13:50 ～ 14:40	14:55	15:00 ～ 15:50
教科 その他	検査について の注意	外国語 (英語) ＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	理科	(予鈴)	社会

イ　クリエイティブスクール

特色検査(面接)の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(8) 追検査当日に持参するもの

ア　共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜ 以上のものが適しています。)

イ　クリエイティブスクール

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、志願先の高等学校から指示されたもの

(9) 追検査に関する注意点

ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科(県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科においては、事前に申請した受検教科)をすべて受検します。

イ　受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

ウ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

エ　検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

オ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(10) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

共通選抜の選考方法

(1) 共通選抜における選考の方法(クリエイティブスクールおよび県立横浜国際高等学校を除く。)

ア　第１次選考

不正行為または妨害行為を行った者を除き、次の式により合計値S_1を算出し、上位の者から募集人員の 90%まで合格者を決定します。

$S_1=(a\times f)+(b\times g)$

$S_1=(a\times f)+(b\times g)+(d\times i)$：特色検査を実施した場合

ただし、ａ、ｂ、ｄ、ｆ、ｇ、ｉについては、次のとおりである。

ａ：調査書の評定(100 点換算値)　　ｂ：学力検査の結果(100 点換算値)

ｄ：特色検査の結果(100 点換算値)　　ｆ、ｇ、ｉ：各高等学校で定めた係数

イ　資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して、第１次選考合格者に相当する者であるかを判断し、適正に選考します。

ウ　第２次選考

不正行為または妨害行為を行った者を除き、ア・イで合格者となっていない者を対象に、次の式により合計値S_2を算出し、上位の者から募集人員に達するまで合格者を決定します。

$S_2=(b\times g)+(c\times h)$

$S_2=(b\times g)+(c\times h)+(d\times i)$：特色検査を実施した場合

ただし、ｃ、ｇ、ｈ、ｉについては、次のとおりである。

ｃ：調査書の各教科における第３学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、評価Ａは３点、評価Ｂは２点、評価Ｃは１点に換算した結果(100 点換算値)

ｇ、ｈ、ｉ：各高等学校で定めた係数で、第１次選考とは異なる。

また、調査書の各教科における第３学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同校の合格者を決定します。

(2) クリエイティブスクールの共通選抜における選考の方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書の観点別学習状況、特色検査(面接および自己表現検査)の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

(3) 県立横浜国際高等学校の共通選抜における選考の方法

ア　事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書(評定・評価)、学力検査および特色検査の結果を資料として、総合的に選考し、募集人員まで合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、第１希望の志願者の選抜について、海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

イ　アに従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第１希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第２希望とする者の中から、事前に公表した国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定します。

ウ　イに従って合格者を決定した上で、さらに海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時等

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付の日時・場所	備考
令和９年２月26日(金)午前９時 出願サイト上で確認します。	令和９年２月26日(金)のうち指定された時間 志願先の高等学校	合格通知書の受取には、受検票の提示が必要です。

※　出願サイトで合格発表を閲覧することができない場合は、志願先の高等学校にて受検票の提示により合否結果通知書を交付します。

(2) 答案の写し等

合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を郵送します。

(3) 合格者の発表に係る手続の注意点

合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

(1) 入学料納付

指定された期日までに、合格した高等学校の案内にしたがって入学料を納付します。納付方法は、受検料の納付方法と同じです。

入学料の金額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	5,650 円			

(2) 誓約書提出

指定された期日までに、誓約書を高等学校に提出します。

※　指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 志願者数等については、募集期間の最終日から志願変更期間の最終日まで、毎日、午後７時頃までに各高等学校のホームページで公表予定です。(土曜日および日曜日を除く。)ただし、募集期間および志願変更期間の最終日は、県教育委員会の記者発表後、各高等学校のホームページまたは神奈川県のホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。

(2) 志願者数、志願変更者数、合格者名等については、電話等による問合せには一切応じません。

(3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。

(4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。(ただし、請求しても見ることができないものもあります。)

(5) 入学者選抜の資料とした合格者(入学を希望する者に限る。)の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。

(6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことについては、各高等学校にお問い合わせください。(本冊子 P.40 を参照)

Ⅲ　二次募集

実施校等と手続者

(1) 二次募集は、県立の高等学校については県教育長が、各市立の高等学校についてはそれぞれの市教育長が必要と認めた場合に行います。**二次募集の実施校、各種様式については、共通選抜等の合格発表日(令和９年２月 26 日(金))以降、次の県教育委員会ホームページに掲載します。**

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kanagawa.html

(2) 二次募集における**志願、志願変更、志願取消および合格者の発表に係る手続を行うのは本人**です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子 P.４の**Ⅰ**の「志願資格」に該当し、かつ、**令和９年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含みます。)または特別支援学校の合格者になっていない人**が志願することができます。

※　合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

※　県教育長の志願資格承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子P.36の「申請後の流れ」の(2)を確認してください。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

(1) 一般募集共通選抜の「志願の範囲」の(1)、(3)および(4)に準じます。(本冊子P.４を参照)

(2) 一般募集共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、同時に志願することはできません。

(3) 二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。

二次募集の日程

項目	期間	受付時間
募集期間 (入学願書等受付)	令和９年３月２日(火) および３月３日(水)	３月２日(火)は、午前９時～正午および 午後１時～午後４時 ３月３日(水)は、午前９時～正午
志願変更期間	令和９年３月４日(木) および３月５日(金)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時
調査書の 提出期間	令和９年３月２日(火)から ３月８日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時

※　募集期間中は、志願取消はできません。

志願手続

(1) 入学願書提出

募集期間中に、紙による入学願書(第１号様式の１)を志願先の高等学校へ**直接提出**します。**郵送による提出はできません。**

※　入学願書(第１号様式の１)は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(2) 受検料納付

受検料(2,200 円)は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接現金納付します。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

(3) 提出書類

次の提出書類は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接提出します。

ア　面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

イ　学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

ウ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第７号様式)、欠席状況証明書(第８号様式：中学校長が作成します。)および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第９号様式))(該当する人のみ)

エ　志願資格承認書(第 17 号様式の１)(県教育長から志願資格承認を受けた人(第 15 号様式による申請の場合)のみ)

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

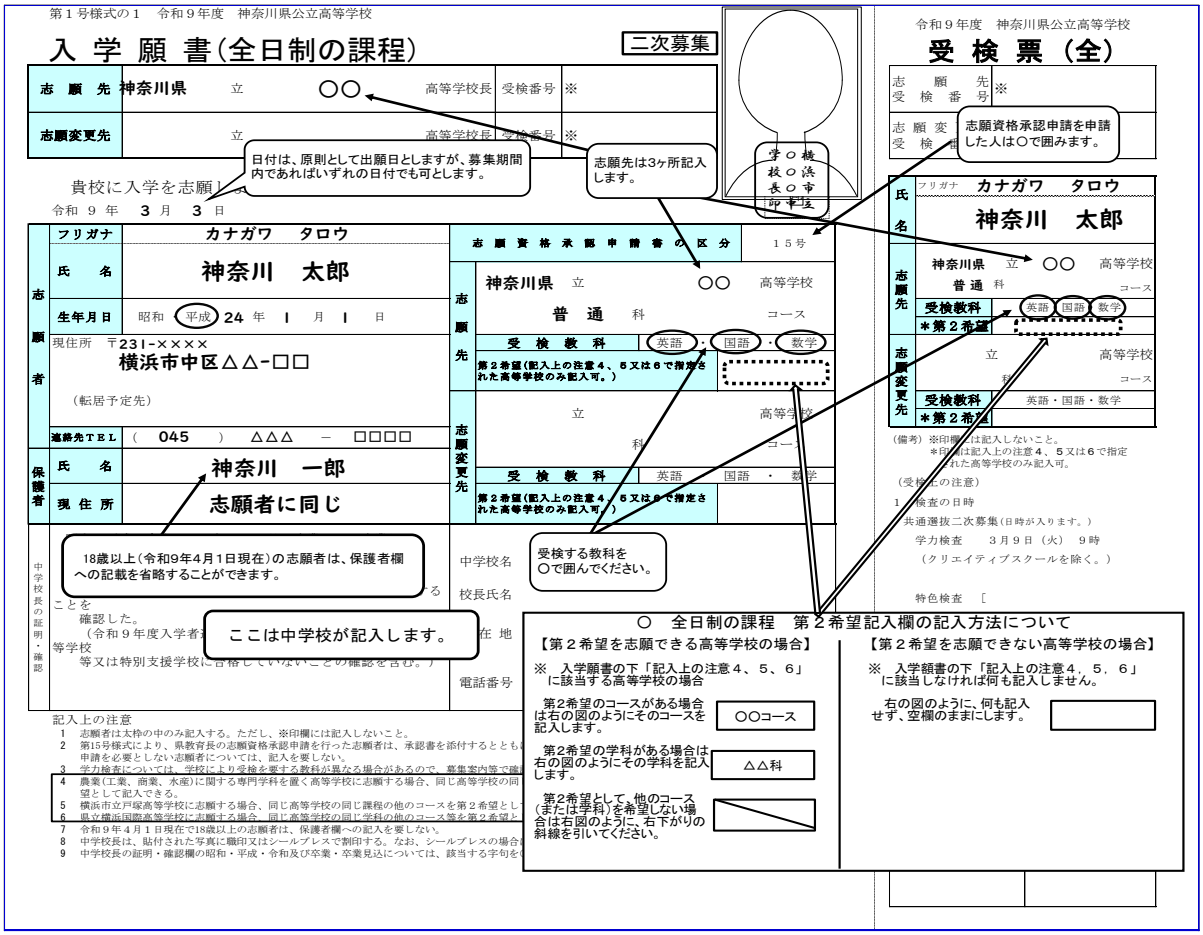
(4) 調査書について

調査書は、調査書の提出期間中に、中学校から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。ただし、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が直接提出することもできます。

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

(5) 入学願書記入上の注意(全日制の課程)二次募集に限る。

入学願書については、下記を参考にして必要事項をもれなく記入の上で、志願者の写真を貼り、中学校長の証明等を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。



志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。

(2) 一般募集共通選抜およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。ただし、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

(3) 全日制・定時制(夜間以外)の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)

(5) 第２希望の志願ができる高等学校に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の手続

(1) 事前準備

志願変更願(第 13 号様式)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願変更前の高等学校での手続

ア　志願変更願と受検票を、志願変更前の高等学校へ**直接提出**します。

イ　入学願書等、必要な書類の返還を受けます。

ウ　高等学校の指示に従い、その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線(右下がり)で消し、志願変更先欄等に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願(写し)を受け取ります。

(3) 志願変更先の高等学校での手続

ア　入学願書、受検票、志願変更願(写し)等を志願変更先の高等学校へ**直接提出**します。

イ　受検料の再納付または差額の納付が必要な人は、志願変更先の高等学校へ直接現金納付します。

(4) 志願変更の手続に関する注意点

ア　郵送による志願変更の手続はできません。

イ　受検料に関する注意は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.６を参照)

ウ　課程や募集を変更する場合は、新たに志願変更先の課程や募集の入学願書を用意する必要があります。

エ　志願変更先の高等学校において、面接シート(第 14 号様式)または学校独自の様式による提出書類を求める場合は、新たに用意したものを提出します。

オ　インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合は、新たに用意したインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第 33 号様式)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第 34 号様式)を志願変更先の高等学校に提出します。

カ　第２希望の志願変更の手続は、前記**(1)～(3)**の手続に準じて行います。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年３月 11 日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

(1) 志願取消届(第 12 号様式)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願取消届を、志願先の高等学校に直接提出します。

二次募集の検査

(1) 検査の内容および期日

ア　共通選抜二次募集(クリエイティブスクールを除く。)

学力検査　　令和９年３月９日(火)

特色検査(面接)(必要に応じて実施する高等学校があります。)　　令和９年３月９日(火)

イ　クリエイティブスクール

特色検査(面接)　令和９年３月９日(火)

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査の教科等・時間割

ア　学力検査

時刻	９:00～９:10	９:20～９:50	10:05	10:10～10:40	10:55	11:00～11:30
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

イ　特色検査(面接)

特色検査(面接)の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(4) 検査当日に持参するもの

ア　共通選抜二次募集(クリエイティブスクールを除く。)

受検票、筆記用具※、昼食(特色検査(面接)を実施する場合)、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　二次募集における学力検査の解答用紙は、マークシート方式ではありません。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。

イ　クリエイティブスクール

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、志願先の高等学校から指示されたもの

(5) 学力検査に関する注意点

ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ　学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

エ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

二次募集の選考方法

不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書(クリエイティブスクールにおいては、評定を除く。)および学力検査(クリエイティブスクールにおいては、特色検査(面接))の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に、二次募集の募集人員に含めることができなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定します。当該高等学校が、必要に応じて特色検査(面接)を実施した場合は、特色検査(面接)の結果も選考の資料とします。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、県立横浜国際高等学校においては、国際科国際バカロレアコースにおける海外帰国生徒特別募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで合格者を決定します。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時等

日時	場所	方法
令和９年３月12日(金) 午前10時～正午	志願先の高等学校	合否結果通知書(封筒に入っています。)を交付します。 受取には、受検票の提示が必要です。

(2) 合格者の発表に係る手続の注意点

ア　合否結果通知書は、受検結果の通知です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書および入学手続関係書類を受け取ってください。

イ　学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。

入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

(1) 入学料納付

指定された期日までに、入学料を納付します。入学料の金額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	5,650 円			
納付方法	合格発表時にご案内します。		高等学校へ直接現金納付してください。	

(2) 誓約書提出

指定された期日までに、誓約書を高等学校に提出します。

※　指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 一般募集共通選抜の「その他」に準じます。(本冊子 P.11 を参照)

(2) 二次募集では、追検査は行いません。

連携型中高一貫教育校連携募集

募集を行う高等学校

学校名	学科
県立光陵高等学校	普通科
県立愛川高等学校	普通科

募集定員

連携募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願資格

本冊子P.４のⅠの「志願資格」に該当し、かつ、在籍する連携型中学校の校長の推薦を得た人が対象となります。

募集期間

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から１月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

在籍中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

(2) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(5) 提出書類

推薦書（第10号様式）および当該高等学校長が定めた様式は、中学校長から志願先の高等学校へ提出されます。

提出期間	受付時間
令和９年２月４日(木)から２月10日(水)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および午後１時～午後４時

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更

志願変更はできません。

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学校名	内容	期日
県立光陵高等学校	面接およびプレゼンテーション	令和９年２月17日(水)
県立愛川高等学校	面接	

※　検査の時間は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき、志願先の高等学校から指示されたもの

(4) 検査に関する注意点

検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

追検査

(1) 追検査を実施する学校

県立愛川高等学校

※　県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集については、追検査は実施しません。

(2) 追検査の対象となる事由

ア　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合
イ　月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合
ウ　自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
エ　痴漢の被害に遭った場合　等

(3) 受検の手続

ア　追検査の受検を希望する場合、在籍中学校に状況を伝えます。
イ　中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第 28 号様式)を、次の期間に県立愛川高等学校に提出します。

提出期間	受付時間
令和９年２月17日(水)および２月18日(木)	２月17日(水)は、午後１時～午後４時 ２月18日(木)は、午前９時～正午

(4) 受検の手続に関する注意点

追検査受検願(第 28 号様式)については、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷して利用することもできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(5) 追検査の内容および期日

面接　　令和９年２月 22 日(月)

※　面接の時間は、県立愛川高等学校から指示されます。

(6) 追検査の会場

県立愛川高等学校

(7) 追検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき、県立愛川高等学校から指示されたもの

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、総合的に選考し、合格者を決定します。また、県立光陵高等学校において、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表等

(1)「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.10、11 を参照)
(2) 二次募集は実施しません。

海外帰国生徒特別募集

募集を行う高等学校

学校名	学科・コース
県立神奈川総合高等学校	単位制普通科国際文化コース
県立横浜国際高等学校	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。)
	単位制国際科国際バカロレアコース
県立新城高等学校	普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制普通科
県立西湘高等学校	普通科
県立鶴嶺高等学校	普通科
県立伊志田高等学校	普通科
横浜市立東高等学校	単位制普通科

募集定員

海外帰国生徒特別募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

Ⅰ　海外帰国生徒特別募集(後期募集を除く。)

志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子P.４のⅠの「志願資格」に該当し、かつ、**日本国籍を有し、保護者に伴って、継続して２年以上外国に在住して帰国した日が令和６年３月１日以降**の人が、対象となります。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。ただし、県立横浜国際高等学校については、同じ高等学校の他の学科・コースを第２希望として志願することができます。
(2) 海外帰国生徒特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
(3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。
(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
特別募集の志願資格確認期間	令和９年１月６日(水)から15日(金)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
募集期間	【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から １月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から ２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 **募集期間中は、志願取消はできません。**
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月９日(火)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。
調査書等の提出期間	令和９年２月４日(木)から２月10日(水)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日および日曜日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア　Ａ　県内の国公立中学校　Ｂ　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ　Ｃ　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 特別募集の志願資格確認

特別募集の志願資格確認期間中に、次の書類を志願予定先の高等学校の窓口で提出または提示し、志願予定先の高等学校から、出願サイト上で志願資格登録を受けます。

ア　特別募集等の志願資格確認申請書
イ　保護者に伴って、継続して２年以上外国に在住して帰国した日が令和６年３月１日以降であることを証明する書類(**本人と保護者のパスポート(または出入国記録)、保護者の勤務先の所属長等の証明書等**)

※　特別募集の志願資格確認でパスポートを提示する場合は、期日等のスタンプ(証印)が必要です。出入国時に自動化ゲートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後、(出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに)必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ(証印)についてお問い合わせください。また、出入国記録については、出入国在留管理庁にお問い合わせください。
※　出願サイト上で志願資格登録がされないと、海外帰国生徒特別募集に志願できません。

※　**特別募集の志願資格確認を行うのは本人**です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願予定先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。
※　特別募集等の志願資格確認申請書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/tokubetsuboshutou-shiganshikaku.html

(3) 志願情報申請
出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付
ア　出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。
※　納付した受検料は、原則として返還できません。
イ　出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認
中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(6) 提出書類
次の提出書類は、中学校長から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。
ア　調査書(第 11 号様式)(中学校長が作成します。)
イ　面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)
ウ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第７号様式、第８号様式(中学校長が作成します。)、第９号様式)(該当する人のみ)
※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。
※　面接シートの提出が必要な高等学校および様式のダウンロード URL については、本冊子 P.39 で確認してください。
※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。
(2) どの高等学校へも志願変更できます。
(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。
(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)
(5) 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。
(6) 第２希望の志願ができる県立横浜国際高等学校に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.６を参照)
なお、特別募集の志願資格確認を受けていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手続をしてください。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月 25 日(木))正午までに**、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.６を参照)

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたは URL から「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日
学力検査・作文・面接　令和９年２月16日(火)
特色検査　令和９年２月17日(水)(県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースに限る。)
※　特色検査の時間は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 学力検査の教科等・時間割　　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50～9:10	9:20～10:10	10:25	10:30～11:20	11:35	11:40～12:30	12:30～13:15	13:15	13:20～14:10	14:20～
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	作文(日本語)	面接

(4) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜ 以上のものが適しています。)

(5) 学力検査に関する注意点

ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ　学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

エ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.８、９を参照)

選考方法

(1) 県立横浜国際高等学校を除く高等学校

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査の結果、作文および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

(2) 県立横浜国際高等学校

ア　事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査の結果、作文および面接の結果(国際科国際バカロレアコースにおいては特色検査を含みます。)を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、第１希望の志願者の選抜について、一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

イ　アに従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第１希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第２希望とする者の中から、事前に公表した国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定します。

ウ　イに従って合格者を決定した上で、さらに一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

合格者の発表等

(1)「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.10、11 を参照)

(2) 二次募集は実施しません。

Ⅱ　県立神奈川総合高等学校における後期募集

手続者

本冊子に記載している各手続を行うのは本人です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から県立神奈川総合高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格

本冊子P.４の**Ⅰ**の「志願資格」(外国において、学校教育における９年の課程を令和９年９月30日までに修了する見込みの人を含みます。)に該当し、かつ、**日本国籍を有し、継続して２年以上外国に在住して帰国した日が令和６年９月１日以降**の人が対象となります。

なお、令和９年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、**２月に行う検査に志願した人**は、県立神奈川総合高等学校の**後期募集に志願することはできません。**

募集期間

募集期間	受付時間
令和９年７月23日(金)から７月27日(火)まで (土曜日および日曜日を除く。)	７月23日(金)および26日(月)は、 午前９時～正午および午後１時～午後４時 ７月27日(火)は、午前９時～正午

志願手続

(1) 入学願書等の提出

募集期間中に、次の書類等を県立神奈川総合高等学校へ**直接提出**または提示します。**郵送による提出はできません。**

ア　紙による入学願書(第２号様式の１)

イ　受検料(2,200円)(直接現金納付します。)※納付した受検料は、原則として返還できません。

ウ　継続して２年以上外国に在住して帰国した日が令和６年９月１日以降であることを証明する書類(提示)

※　入学願書(第２号様式の１)は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kokibosyu.html

(2) 調査書の提出

調査書（令和９年４月１日現在で18歳以上の人は不要）は、募集期間中に、中学校長から県立神奈川総合高等学校へ提出されます。

検査と選考方法

(1) 検査の内容、期日および会場

学力検査・作文・面接　令和９年７月29日(木)　県立神奈川総合高等学校

(2) 学力検査の教科等・時間割および学力検査に関する注意点

本冊子P.20の「検査」の**(3)**～**(6)**に準じます。

※　学力検査の解答用紙は、マークシート方式ではありません。

※　検査当日の朝、テレビ神奈川およびウェブページ上でのお知らせはありません。

※　追検査は実施しません。

(3) 選考方法

本冊子P.20の「選考方法」に準じます。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時等

日時	場所	方法
令和９年８月３日(火) 午前10時～正午	県立神奈川総合高等学校	合否結果通知書(封筒に入っています。)を交付します。 受取には、受検票の提示が必要です。

(2) 合格者の発表に係る手続の注意点

ア　合否結果通知書は、受検結果の通知です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書および入学手続関係書類を受け取ってください。

イ　学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。

入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に県立神奈川総合高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

指定された期日までに、県立神奈川総合高等学校に、誓約書を提出し、入学料(5,650円)を直接現金納付します。

※　指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 一般募集共通選抜の「その他」の(2)～(6)に準じます。(本冊子P.11を参照)

(2) 二次募集は実施しません。

在県外国人等特別募集

募集を行う高等学校

学校名	学科
県立鶴見総合高等学校	単位制総合学科
県立横浜清陵高等学校	単位制普通科
県立磯子工業高等学校	機械科・電気科 建設科・化学科
県立新栄高等学校	普通科
県立川崎高等学校	単位制普通科
県立大師高等学校	単位制普通科
県立橋本高等学校	普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制普通科

学校名	学科
県立高浜高等学校	普通科
県立藤沢総合高等学校	単位制総合学科
県立大和南高等学校	普通科
県立伊勢原高等学校	普通科
県立座間総合高等学校	単位制総合学科
県立愛川高等学校	普通科
横浜市立みなと総合高等学校	単位制総合学科
横浜市立横浜商業高等学校	国際学科

募集定員

在県外国人等特別募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子 P.４の**Ⅰ**の「志願資格」に該当し、かつ、外国の国籍を有する人(難民として認定された人を含みます。)または日本国籍を取得して６年以内(令和９年２月１日現在)の人で、いずれの場合も、入国後の在留期間が**通算で６年以内**※(令和９年２月１日現在)の人が対象となります。

※　日本における学齢期以降(小学校１学年以降)で計算します。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。ただし、県立磯子工業高等学校については、同じ高等学校の他の工業に関する学科を第２希望として志願することができます。

(2) 在県外国人等特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。

(3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。

(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
特別募集の志願資格確認期間	令和９年１月６日(水)から 15 日(金)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
募集期間	【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から １月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月 25 日(月)午前９時から ２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 **募集期間中は、志願取消はできません。**
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月９日(火)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。
調査書等の提出期間	令和９年２月４日(木)から２月10日(水)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日および日曜日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア　A　県内の国公立中学校　B　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ　C　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 特別募集の志願資格確認

特別募集の志願資格確認期間中に、次の書類を志願予定先の高等学校の窓口で提出または提示し、志願予定先の高等学校から、出願サイト上で志願資格登録を受けます。

ア　特別募集等の志願資格確認申請書

イ　**外国籍を有すること、難民として認定されたこと、または日本国籍を取得して６年以内（令和９年２月１日現在）であることを証明する書類**

ウ　**入国後の在留期間が通算６年以内（令和９年２月１日現在）であることを証明する書類（パスポート(日本における学齢期以降のものすべて)、出入国記録等）**

※　特別募集の志願資格確認でパスポートを提示する場合は、期日等のスタンプ(証印)が必要です。出入国時に自動化ゲートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後、(出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに)必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ(証印)についてお問い合わせください。また、出入国記録については、出入国在留管理庁にお問い合わせください。

※　出願サイト上で志願資格登録がされないと、在県外国人等特別募集に志願できません。

※　**特別募集の志願資格確認を行うのは本人**です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願予定先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

※　特別募集等の志願資格確認申請書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/tokubetsuboshutou-shiganshikaku.html

(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(6) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア　調査書(第 11 号様式)(中学校長が作成します。)

イ　面接シート(第 14 号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

ウ　学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

エ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第７号様式、第８号様式(中学校長が作成します。)、第９号様式)(該当する人のみ)

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

※　上記イ、ウの提出が必要な高等学校および様式のダウンロード URL については、本冊子 P.39 で確認してください。

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。

(2) どの高等学校へも志願変更できます。

(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。)

(5) 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

(6) 第２希望の志願ができる県立磯子工業高等学校に志願する際、第２希望の志願をしていなくても、志願変更時に第２希望の志願ができます。

志願変更の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.６を参照)

なお、特別募集の志願資格確認を受けていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手続をしてください。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月25日(木))正午までに**、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.６を参照)

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学力検査・面接　令和９年２月16日(火)

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 学力検査の教科等・時間割　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	８:50～９:10	９:20～10:10	10:25	10:30～11:20	11:35	11:40～12:30	12:30～13:15	13:15	13:20～
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	面接

(4) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※　学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

(5) 学力検査に関する注意点

ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ　学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

エ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.８、９を参照)

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表等

(1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.10、11を参照)

(2) 二次募集は実施しません。

インクルーシブ教育実践推進校特別募集

Ⅰ　インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集を除く。)

募集を行う高等学校

学校名	学科
県立城郷高等学校	普通科
県立横浜南陵高等学校	普通科
県立保土ケ谷高等学校	普通科
県立霧が丘高等学校	普通科
県立白山高等学校	普通科
県立上矢部高等学校	普通科
県立川崎北高等学校	普通科
県立菅高等学校	普通科
県立橋本高等学校	普通科

学校名	学科
県立上鶴間高等学校	普通科
県立津久井浜高等学校	普通科
県立湘南台高等学校	普通科
県立茅ケ崎高等学校	普通科
県立厚木西高等学校	普通科
県立伊勢原高等学校	普通科
県立足柄高等学校	普通科
県立綾瀬高等学校	普通科
県立二宮高等学校	普通科

募集定員

インクルーシブ教育実践推進校特別募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願資格

本冊子P.４のⅠの「志願資格」に該当する知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある人が対象となります。

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。
(2) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
(3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。
(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
募集期間	【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から １月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から ２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 **募集期間中は、志願取消はできません。**
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月９日(火)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。
調査書等の提出期間	令和９年２月４日(木)から２月10日(水)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日および日曜日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア　Ａ　県内の国公立中学校　Ｂ　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ　Ｃ　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(5) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア　調査書(第11号様式)(中学校長が作成します。)
イ　インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)(両面印刷して記入)
ウ　インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)
※　調査書は、令和９年４月１日現在で18歳以上の人は不要です。
※　第33号様式および第34号様式については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html
※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。
(2) どの高等学校へも志願変更できます。
(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。
(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。)
(5) 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

志願変更の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.６を参照)
※　インクルーシブ教育実践推進校特別募集内で志願変更する場合でも、新たに用意したインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)を提出します。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月25日(木))正午までに**、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.６を参照)

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

面接　令和９年２月17日(水)または２月18日(木)
※　面接の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

追検査

(1) 追検査の対象となる事由

ア　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合
イ　月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合
ウ　自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
エ　痴漢の被害に遭った場合　等

(2) 受検の手続

ア　追検査の受検を希望する場合、在籍(卒業)中学校に状況を伝えます。
イ　中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)を、次の期間に志願先の高等学校に提出します。

提出期間	受付時間
令和９年２月17日(水)から ２月19日(金)まで	２月17日(水)は、午後１時～午後４時 ２月18日(木)は、午前９時～正午および午後１時～午後４時 ２月19日(金)は、午前９時～正午

(3) 受検の手続に関する注意点

ア　在籍(卒業)中学校が県外である等の事由により、提出期間内に追検査受検願(第 28 号様式)の提出ができない場合、志願先の高等学校にご相談ください。

イ　追検査受検願(第 28 号様式)については、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷して利用することもできます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(4) 追検査の内容および期日

面接　令和９年２月 22 日(月)

※　面接の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(5) 追検査の会場

志願先の高等学校

(6) 追検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。

合格者の発表等

「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.10、11 を参照)

Ⅱ　二次募集

実施校等と手続者

(1) インクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、県教育長が必要と認めた場合に行います。**二次募集の実施校、各種様式については、共通選抜等の合格発表日(令和９年２月 26 日(金))以降、次の県教育委員会ホームページに掲載します。**

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kanagawa.html

(2) 二次募集における**志願、志願変更、志願取消および合格者の発表に係る手続を行うのは本人**です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格

本冊子 P.４の**Ⅰ**の「志願資格」に該当する知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある人、かつ、**令和９年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含みます。)または特別支援学校の合格者になっていない人**が志願することができます。

※　合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

※　県教育長の志願資格承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子P.36の「申請後の流れ」の(2)を確認してください。

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。
(2) 一般募集共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、同時に志願することはできません。
(3) 二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。
(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

二次募集の日程

項目	期間	受付時間
募集期間 (入学願書等受付)	令和９年３月２日(火) および３月３日(水)	３月２日(火)は、午前９時～正午および 午後１時～午後４時 ３月３日(水)は、午前９時～正午
志願変更期間	令和９年３月４日(木) および３月５日(金)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時
調査書の 提出期間	令和９年３月２日(火)から ３月８日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時

※　募集期間中は、志願取消はできません。

志願手続

(1) 入学願書提出

募集期間中に、紙による入学願書(第２号様式の３)を志願先の高等学校へ**直接提出**します。**郵送による提出はできません。**

※　入学願書記入上の注意については、本冊子 P.13 を参照してください。

※　入学願書(第２号様式の３)は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

(2) 受検料納付

受検料(2,200 円)は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接現金納付します。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

(3) 提出書類

次の提出書類は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接提出します。

ア　インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第 33 号様式)(両面印刷して記入)
イ　インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第 34 号様式)
ウ　志願資格承認書(第 17 号様式の１)(県教育長から志願資格承認を受けた人(第 15 号様式による申請の場合)のみ)

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

(4) 調査書について

調査書は、調査書の提出期間中に、中学校から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。ただし、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が直接提出することもできます。

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

志願変更の範囲

(1) 志願変更期間中１回に限り、志願変更できます。
(2) 一般募集共通選抜およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。ただし、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。
(3) 全日制・定時制(夜間以外)の異なる課程の間でも志願変更できます。
(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。)

志願変更の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜の二次募集に準じます。(本冊子 P.13、14 を参照)
※ インクルーシブ教育実践推進校特別募集内で志願変更する場合でも、新たに用意したインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)を志願変更先の高等学校に提出します。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年３月 11 日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。
(1) 志願取消届(第 12 号様式)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。
(2) 志願取消届を、志願先の高等学校に直接提出します。

二次募集の検査

(1) 検査の内容および期日

面接　　令和９年３月９日(火)

※ 面接の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

二次募集の選考方法

不正行為または妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に、二次募集の募集人員に含めることができなかったインクルーシブ教育実践推進校特別募集入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定します。

合格者の発表等

(1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」については、一般募集共通選抜の二次募集に準じます。(本冊子 P.15 を参照)
(2) 「その他」については、一般募集共通選抜(二次募集を除く。)に準じます。(本冊子 P.11 を参照)
(3) 二次募集では、追検査は行いません。

中途退学者募集

募集を行う高等学校

学校名	学科
県立川崎高等学校	単位制普通科
県立厚木清南高等学校	単位制普通科

募集定員

中途退学者募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願資格

本冊子P.４のⅠの「志願資格」に該当し、かつ、**高等学校等に１年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある人**が、対象となります。

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。
(2) 中途退学者募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
(3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。
(4) 高等学校等に在籍している人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
中途退学者募集の志願資格確認期間	令和９年１月６日(水)から15日(金)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
募集期間	【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から １月29日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から ２月１日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 **募集期間中は、志願取消はできません。**
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年２月４日(木)午前０時から ２月９日(火)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア　Ａ　県内の国公立中学校　Ｂ　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、卒業した中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ　Ｃ　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 中途退学者募集の志願資格確認

中途退学者募集の志願資格確認期間中に、次の書類を志願予定先の高等学校の窓口で提出し、志願予定先の高等学校から、出願サイト上で志願資格登録を受けます。

ア　特別募集等の志願資格確認申請書

イ　過去に在籍した高等学校等における単位修得証明書

※　出願サイト上で志願資格登録がされないと、中途退学者募集に志願できません。

※　その他の注意事項等については、海外帰国生徒特別募集に準じます。(本冊子P.19を参照)

(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※　志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(6) その他

ア　調査書の提出は不要です。

イ　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、卒業した中学校の先生にご相談ください。

志願変更の範囲と手続

(1) 志願変更期間中１回に限り、他の高等学校の中途退学者募集に志願変更できます。
(2) 志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.６を参照)

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月25日(木))正午までに**、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.６を参照)

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日
学力検査・作文・面接　令和９年２月16日(火)

(2) 検査の会場
志願先の高等学校

(3) 学力検査の教科等・時間割　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	８:50～９:10	９:20～10:10	10:25	10:30～11:20	11:35	11:40～12:30	12:30～13:15	13:15	13:20～14:10	14:20～
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	作文	面接

(4) 検査当日に持参するもの
受検票、筆記用具※、昼食
※　学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。
※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5㎜以上のものが適しています。)

(5) 学力検査に関する注意点
ア　学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。
イ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
ウ　学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

エ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。
なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について
学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から志願先の高等学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.８、９を参照)

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、学力検査の結果、作文および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表等

(1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.10、11を参照)
(2) 志願変更先の高等学校に合格した場合、入学手続の期日までに、単位修得証明書を提出してください。
(3) 二次募集は実施しません。

別科(横浜市立横浜商業高等学校の理容科・美容科)

志願資格と学区

(1) 志願資格

別科への志願は、平成 24 年４月１日以前に出生した人で、次のＡ欄の①から⑥までのいずれかに該当し、かつ、Ｂ欄の①または②のいずれかに該当することが必要です。

A	① 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人、または令和９年３月 31 日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人 ② 外国において、学校教育における９年の課程を修了した人、または令和９年３月 31 日までに修了する見込みの人 ③ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程があるとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人、または令和９年３月 31 日までに修了する見込みの人 ④ 中学校を卒業した人と同等以上の学力を有するものとして文部科学大臣が指定した人 ⑤ 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された人 ⑥ 中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして高等学校長が認めた人
B	① 神奈川県内に住所または勤務地がある人 ② 県外から本県に転居予定または勤務予定の人で、県教育長の志願の承認を受けた人

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

募集定員

理容科・美容科それぞれの募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html

志願の範囲

(1) 横浜市立横浜商業高等学校別科以外の高等学校の学科等に同時に志願することはできません。

(2) 横浜市立横浜商業高等学校別科については、同じ高等学校の他の学科を第２希望として志願することができます。

日程

項目	期間・受付時間	備考
募集期間	【志願情報申請期間】 令和９年１月25日(月)午前９時から ２月８日(月)正午まで 【中学校長承認期間】 令和９年１月 25 日(月)午前９時から ２月９日(火)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 **募集期間中は、志願取消はできません。**
調査書等の提出期間	令和９年１月25日(月)から２月10日(水)まで 午前９時～正午および午後１時～午後４時 (土曜日および日曜日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア Ａ　県内の国公立中学校　Ｂ　県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ Ｃ　海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 志願資格承認申請（該当する人のみ）

志願資格承認申請が必要な人は、志願資格承認申請期間中に、入学志願資格承認申請書（第 18 号様式）を横浜市立横浜商業高等学校別科の窓口で提出してください。

志願資格承認申請期間	受付時間	備考
令和９年１月６日(水)から 15 日(金)まで (土曜日、日曜日、休日および横浜市立横浜商業高等学校別科の学校閉庁日を除く。)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時	事前に横浜市立横浜商業高等学校別科に連絡してください。

※ 学校閉庁日は、横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページを確認してください。

(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

ア　出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上で、【志願情報申請期間】内に納付手続を行ってください。

※　納付した受検料は、原則として返還できません。

イ　出願サイトからの納付ができない場合は、横浜市立横浜商業高等学校別科で現金納付することができます。

※　横浜市立横浜商業高等学校別科以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が横浜市立横浜商業高等学校別科に提出されます。

(6) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から横浜市立横浜商業高等学校別科に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア　調査書(第 11 号様式)(中学校長が作成します。)

イ　長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第７号様式、第８号様式(中学校長が作成します。)、第９号様式)(該当する人のみ)

※　調査書は、令和９年４月１日現在で 18 歳以上の人は不要です。

※　障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更

志願変更はできません。

志願取消

志願後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和９年２月 25 日(木))正午までに**、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.６を参照)

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和９年２月11日(木・休日)午前０時から	Ａ４サイズの白紙に印刷してください。

(2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたは URL から「志願者へのお知らせ」を確認してください。**横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学力検査　　令和９年２月16日(火)

面接　　令和９年２月17日(水)または18日(木)

※　面接の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

(2) 検査の会場

横浜市立横浜商業高等学校別科

(3) 学力検査の教科等・時間割　　＊　外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	８:50～９:10	９:20～10:10	10:25	10:30～11:20	11:35	11:40～12:30
教科その他	検査についての注意	外国語(英語)＊	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

(4) 検査当日に持参するもの

ア　学力検査について

受検票、筆記用具※、上ばき

※　学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※　解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、ＨＢまたはＢの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが 0.5㎜ 以上のものが適しています。)

イ　面接について

受検票、筆記用具、上ばき、横浜市立横浜商業高等学校別科から指示されたもの

(5) 学力検査に関する注意点

ア　学力検査は、横浜市立横浜商業高等学校別科が指定する教科をすべて受検します。

イ　携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ　学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前６：３０以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のｄボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html

エ　学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。
なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、横浜市立横浜商業高等学校別科の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、横浜市立横浜商業高等学校別科にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.８、９を参照)

選考方法

横浜市立横浜商業高等学校別科が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、学力検査の結果および面接の結果を資料として､総合的に選考し、合格者を決定します。

合格者の発表等

「合格者の発表」､「入学の許可」､「入学手続」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P.10 を参照)

その他

(1) 志願者数等については、令和９年２月１日(月)、午後４時以降に横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページよりご覧いただけます。

(2) 志願者数、合格者名等については、電話等による問合せには一切応じません。

(3) 志願手続についてわからないときは、横浜市立横浜商業高等学校別科にお問い合わせください。

(4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。(ただし、請求しても見ることができないものもあります。)

(5) 入学者選抜の資料とした合格者(入学を希望する者に限る。)の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。

(6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学金の全部または一部を免除する制度があります（本冊子 P.40 を参照)。詳しいことは、横浜市立横浜商業高等学校別科にお問い合わせください。

(7) 二次募集は実施しません。

志願資格承認・学区確認

Ⅰ　志願資格承認について

志願資格承認の申請が必要な人

次の①～④のいずれかに該当する人が神奈川県の公立高等学校の全日制の課程を受検するときは、事前に志願資格承認申請という手続を行い、県教育長から志願資格承認を受ける必要があります。

① 県外から本県に転居を予定している人(保護者の転勤等に伴い、志願者および保護者が令和９年４月１日までに県内に居住する予定の人)
② 山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上、本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる人
③ 県外から県立海洋科学高等学校を志願する人で、船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない府県に居住している人
④ その他特別な事情がある人(本冊子P.４のⅠの「志願資格」にあるＡ欄の②～⑤に該当する人を含みます。)

申請の方法

県教育長の志願資格承認を受ける必要がある人(**前記①～④に該当する人**)は、次の書類を提示または提出してください。

(1) **神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書(第 15 号様式)**
申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の副申を受けてください。

(2) **前記①に該当する人**は、次のものを申請書に添付してください。
ア　転居予定先の住所を確認できる次のａ～ｅのいずれかの書類
ａ　家屋の登記簿謄本または登記事項証明書(いずれも発行後、６か月以内のもの)
ｂ　建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等)
ｃ　公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
ｄ　家主との契約書(契約予定を含む。)
ｅ　その他、転居予定の事実を証明できるもの
※　住民票の写し等では確認しません。
イ　転居取りやめのときは入学を辞退する旨の念書(第 19 号様式)
ウ　アの書類の所有者名義または賃借人名義が志願者本人またはその保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第 20 号様式)

(3) **前記②に該当する人**は、志願者および同居している保護者の住民票の写し等を申請書に添付してください。

(4) **前記③に該当する人**は、志願者本人が船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない府県に居住することを証明するもの(住民票の写し等)を申請書に添付してください。

(5) **前記④に該当する人**は、その事実を証明できるものを申請書に添付してください。

(6) その他申請に関わる事実を証明する書類(必要な人のみ)

申請期間および申請書等の提出場所

(1) 窓口での申請

申請期間	窓口の受付時間	提出場所
令和８年11月28日(土)および 令和８年11月30日(月)から 令和９年１月15日(金)まで (土曜日、日曜日、休日および令和８年12月29日(火)から令和９年１月３日(日)までを除く。)	午前９時～正午 および 午後１時～午後４時	神奈川県教育委員会教育局 指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通１ 神奈川県庁東庁舎６階 ＊裏表紙の**案内図**参照

※　郵送による申請はできません。

※　上記の申請期間のうち、令和８年 11 月 28 日(土)の受付時間等については、県教育委員会のホームページ「令和９年度神奈川県公立高等学校入学者選抜　志願資格承認申請受付・相談会」をご覧ください。対象者は、外国において、学校教育における９年の課程を修了した人または令和９年３月 31 日までに修了見込みで、外国にルーツをもち、外国語通訳者が必要な人です。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/r9/uketsukesoudankai.html

※　令和９年１月16日(土)以降については、やむを得ないと認められる場合、上記の提出場所で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および休日を除きます。

(2) e-kanagawa電子申請システムによる申請

前記「志願資格承認の申請が必要な人」①、または④のうち本冊子P.４のⅠの「志願資格」にあるＡ欄の②に該当する場合、e-kanagawa電子申請システムによる申請を行うことができます。

申請期間	申請先
令和８年11月28日(土) 午前０時から 令和８年12月28日(月) 午後４時まで	次の県教育委員会ホームページに掲載し、別途案内します。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/shiganshikakushinsei.html

申請後の流れ

(1) ２月に行う検査を受検する人

志願資格が承認されると、県教育委員会により、出願サイトに承認情報の登録が行われます。**志願者アカウントの作成が完了していないと、承認情報が登録できないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。**

(2) ３月以降に行う検査(二次募集)を受検する人

県教育委員会より志願資格承認書(第17号様式の１)を受け取り、入学願書と併せて志願先の高等学校へ提出してください。志願資格承認書の交付期間および交付場所は次表のとおりです。

交付期間	窓口の受付時間	交付場所
令和９年２月26日(金)から ３月５日(金)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時	神奈川県教育委員会教育局 指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通１ 神奈川県庁東庁舎６階 ＊裏表紙の**案内図**参照

Ⅱ　学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)

学区

(1) 高等学校(学科・コース)と学区

横浜市立および川崎市立の高等学校への志願に際しては、横浜市立高等学校通学区域規則および川崎市立高等学校の通学区域に関する規則(以下「各通学区域規則」といいます。)によって、次表のように学区が定められている学校があります。学区外からの志願も可能ですが、学区外から志願する際には、入学を許可される人数の制約があります。

	高等学校および学科・コース	学区	学区外入学許可限度数
㋐	横浜市立桜丘高等学校　普通科 〃　東高等学校　単位制普通科 (特別募集を除く。) 〃　戸塚高等学校　単位制普通科一般コース 〃　みなと総合高等学校　単位制総合学科 (特別募集を除く。)	横浜市内全域	志願する学科またはコースの募集定員の８％以内
	横浜市立金沢高等学校　普通科		志願する学科の募集定員の30％以内
㋑	川崎市立橘高等学校　普通科 〃　高津高等学校　普通科 〃　幸高等学校　普通科	川崎市内全域	志願する学科の募集定員の８％以内
㋒	横浜市立横浜商業高等学校(別科を含む。) 〃　戸塚高等学校　単位制普通科音楽コース 〃　横浜ｻｲｴﾝｽﾌﾛﾝﾃｨｱ高等学校　単位制理数科 特別募集における横浜市立高等学校の各学科 ㋑以外の川崎市立高等学校の各学科	県内全域	

※　㋒の高等学校(学科・コース)に志願する人は、後記の学区確認申請は不要です。

(2) 通学区域規則上の区分

各通学区域規則に従い、次表のとおり志願者の居住地等の状況により、前記(1)の表の㋐～㋒の高等学校(学科・コース)ごとに、各通学区域規則上の区分が**第３条・第４条**に分かれます。また、学区外から身体の状況を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得た場合は、**第５条**になります。

(1)の表の高等学校および学科・コースの区分	当該市内に居住		当該市外(県内)に居住		県外に居住	
	当該市外への転居予定なし	①当該市外への転居予定あり	②当該市内への転居予定あり	当該市内への転居予定なし	③当該市内への転居予定あり	④当該市外への転居予定あり
㋐	第３条	第４条★	第３条★	第４条	第３条★	第４条★
㋑	第３条	第４条★	第３条★	第４条	第３条★	第４条★
㋒	第３条					

※　**第４条に該当する人**は、志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明･同意･確認」の**Ｂの項目「各通学区域規則第４条の規定による志願に同意した。」に、チェックを受ける必要があります。**

※　★欄の志願者(転居の予定のある方)やその他特別な事情のある方は、次ページの**「学区確認申請が必要な人・書類」に該当します。**

※　自身がどの通学区域規則上の区分に該当するかについて、詳細は、次の各市教育委員会のホームページをご参照ください。

横浜市教育委員会	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hischool/kokonyusen.html
川崎市教育委員会	https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000176313.html

学区確認申請が**必要な人・書類**

前記「学区」(1)の**表中の㋐および㋑の高等学校の学科・コースに志願する人**のうち、**次の①～⑦**のいずれかに該当する人は、**事前に学区確認の申請が必要です**。必要書類を準備して、**当該市の教育委員会で学区確認申請を行ってください**。郵送による申請は**できません。前記「学区」(1)の表中の㋒**の高等学校の学科・コースに志願する人は、学区確認申請は不要です。

	申請の理由	必要な書類
①	志願者および保護者が令和９年４月１日までに**県内での転居**を予定している人(**当該の市内から市外へ**転居予定)	ア　**提出**書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の証明等を受けてください。) [念書(第23号様式)] [同居同意書(第24号様式)] (祖父母宅等に同居の場合) イ　**提示**書類 神奈川県内の住所を証明する[家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、社宅等の管理者の証明書または賃貸契約書等]のいずれかの書類 ※住民票の写し等では確認しません。
②	志願者および保護者が令和９年４月１日までに**県内での転居**を予定している人(**当該の市外から市内へ**転居予定)	
③	志願者および保護者が令和９年４月１日までに**県外から転居**を予定している人(**当該の市内へ**転居予定)	
④	志願者および保護者が令和９年４月１日までに**県外から転居**を予定している人(**当該の市外へ**転居予定)	
⑤	【特別な事情】 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している人、または保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している人(当該の市内または当該の市外における別居を除く。)	ア　**提出**書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の証明等を受けてください。) [特別な事情を証明できるもの] イ　**提示**書類 [住民票の写し等(本人・同居親族等)] [住民票の写し等(父母)]
⑥	【特別な事情】 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域(横浜市の内外または川崎市の内外)に居住している人	ア　**提出**書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の証明等を受けてください。) イ　**提示**書類 [住民票の写し等(本人・同居親族等)] [住民票の写し等(未成年後見人)]
⑦	【特別な事情】 その他特別な事情がある人(本冊子P.４のⅠの「志願資格」にあるＡ欄の②～⑤に該当する人を含みます。)	ア　**提出**書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の証明等を受けてください。) [特別な事情を証明できるもの]

【学区確認申請を省略できる人(中学校の確認が必要)】

㋐および㋑の高等学校の学科・コースに志願する人のうち、以下の事由に該当する人は、中学校が確認することにより、**学区確認申請を省略することができます**。

事由	対応等
県内に居住し志願資格を有する人で、中学校を卒業または修了した人	学区確認申請書の提出は必要ありません。 志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明・同意・確認」の**Ｃの項目「各学区確認実施要領による学区確認を行った。」に、チェックを受ける必要があります**。(後記「申請後の流れ」を参照。)
志願者および保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域(横浜市の内外または川崎市の内外)にある、公立中学校の在学者	
保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域(横浜市の内外または川崎市の内外)に居住している人	

申請期間
および
申請書等
の提出場所

(1) 窓口での申請

申請期間	窓口の受付時間	提出場所
令和８年11月28日(土)および 令和８年11月30日(月)から 令和９年１月15日(金)まで (土曜日、日曜日、休日および令和８年12月29日(火)から令和９年１月３日(日)までを除く。)	午前９時～正午および 午後１時～午後４時	横浜市立の高等学校の学区確認申請 横浜市教育委員会事務局 学校教育部高校教育課 横浜市中区本町６－50－10 横浜市役所14階 川崎市立の高等学校の学区確認申請 川崎市教育委員会事務局 学校教育部指導課 川崎市川崎区宮本町１南庁舎７階 ※裏表紙の**案内図**参照

※　郵送による申請はできません。

※　上記の申請期間のうち、令和８年 11 月 28 日(土)の受付時間等については、県教育委員会のホームページ「令和９年度神奈川県公立高等学校入学者選抜　志願資格承認申請受付・相談会」をご覧ください。対象者は、外国において、学校教育における９年の課程を修了した人または令和９年３月 31 日までに修了見込みで、外国にルーツをもち、外国語通訳者が必要な人です。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/r9/uketsukesoudankai.html

※　令和９年１月16日(土)以降については、やむを得ないと認められる場合、上記の提出場所で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および休日を除きます。

(2) 電子申請による申請

前記「学区確認申請が必要な人・書類」①～④、または⑦のうち本冊子P.４の**Ⅰ**の「志願資格」にあるＡ欄の②に該当する場合、電子申請による申請を行うことができます。

申請期間	申請先
令和８年11月28日(土) 午前０時から 令和８年12月28日(月) 午後４時まで	次の県教育委員会ホームページに掲載し、別途案内します。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/gakkukakuninshinsei.html

申請後の
流れ

(1) ２月に行う検査を受検する人

ア　学区確認結果の登録について

承認されると、当該市教育委員会により、出願サイトに学区確認結果の登録が行われます。**志願者アカウントの作成が完了していないと、学区確認結果の登録ができないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。**

イ　通学区域規則上の区分について

出願サイトでの志願情報作成時に、「通学区域規則上の区分」欄の該当する区分（第３条、第４条、第５条）を選択してください。(志願者は必ず、本冊子 P.36 の「学区」(2)の表で確認してください。)

第３条…【学区内から志願】する場合の区分
第４条…【学区外から志願】する場合の区分
第５条…【学区外から身体の状況を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得て志願】する場合の区分

ウ　中学校の証明・同意・確認について

(ｱ) **第４条に該当する人**は、志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明・同意・確認」の**Ｂの項目(※)に、チェックを受ける必要があります。**

(ｲ) 前記の**【学区確認申請を省略できる人(中学校の確認が必要)】**により、学区確認申請を省略された人は、志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明・同意・確認」の**Ｃの項目(※)に、チェックを受ける必要があります。**

(※)出願サイトにおける中学校の証明・同意・確認のＢ・Ｃの項目について
・Ｂの項目：横浜市立・川崎市立の高等学校を志願する際に、中学校が各通学区域規則第４条の規定による志願に同意したことを示す項目。
・Ｃの項目：横浜市立・川崎市立の高等学校を志願する際に、中学校が各学区確認実施要領(３の(1)のイ)による学区確認を行ったことを示す項目。

(2) ３月以降に行う検査(二次募集)を受検する人

二次募集において、特別な手続は不要です。

○ 面接シートまたは学校独自の様式による書類提出が必要な学校について

【一般募集共通選抜における特色検査】

学校名	学科	特色検査	提出書類
県立津久井	普通科・福祉科	自己表現検査	自己表現シート
県立相模原弥栄	単位制音楽科	実技検査	特色検査(実技)提出用紙 ※提出方法・期間については、学校ホームページを確認してください。
県立釜利谷	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立横須賀南	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立小田原北	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立大和東	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立青葉総合	単位制総合学科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立舞岡	普通科	面接	舞岡面接シート
川崎市立橘	普通科	面接	橘高等学校全日制普通科用面接シート
	国際科	面接	橘高等学校全日制国際科用面接シート
県立厚木北	スポーツ科学科	面接	面接シート
県立愛川	普通科	面接	自己紹介シート
県立中央農業	園芸科学科・畜産科学科・農業総合科	面接	中農シート
県立商工	総合ビジネス科・総合技術科	面接	面接シート
県立藤沢工科	総合技術科	面接	面接シート
横浜市立横浜商業	国際学科	面接	面接シート
川崎市立川崎	生活科学科・福祉科	面接	面接シート
県立戸塚南	単位制普通科	面接	面接シート
県立吉田島	単位制都市農業科・単位制食品加工科 単位制環境緑地科・単位制生活科学科	面接	吉田島面接シート

【海外帰国生徒特別募集・在県外国人等特別募集における面接】

募集区分	学校名	学科・コース	提出書類
海外帰国生徒特別募集	県立横浜国際	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。) 単位制国際科国際バカロレアコース	面接シート
	県立新城	普通科	面接シート
	県立西湘	普通科	面接シート
	県立相模原弥栄	単位制普通科	面接シート
	県立伊志田	普通科	面接シート
在県外国人等特別募集	県立鶴見総合	単位制総合学科	面接シート
	県立磯子工業	機械科・電気科・建設科・化学科	面接シート
	県立新栄	普通科	面接シート
	県立大師	単位制普通科	面接シート
	県立橋本	普通科	面接シート
	県立相模原弥栄	単位制普通科	面接シート
	県立高浜	普通科	面接シート
	県立藤沢総合	単位制総合学科	面接シート
	県立大和南	普通科	面接シート
	県立伊勢原	普通科	面接シート
	県立愛川	普通科	自己紹介シート
	横浜市立みなと総合	単位制総合学科	面接シート

・面接シート(第14号様式)掲載ホームページ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html

・学校独自の様式掲載ホームページ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/dokuziyoushiki.html

※　掲載内容は、令和８年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○　神奈川県公立高等学校の学費について

◆　**授業料**

全日制　年額 11 万 8,800 円

なお、高等学校ごとに定めた生徒会費等の諸経費が別途必要になります。

◆　**高等学校等就学支援金／高校生等・新修学支援金制度（別科を除く。）**

○　**対象となる方**

世帯年収に関わらず、高等学校等就学支援金の申請をし、認定になれば授業料の支払が不要になります(日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件あり)。

国籍・在留資格等の要件を満たさず、高等学校等就学支援金の対象とならない日本国籍以外の生徒であっても、保護者等の世帯年収が約910万円未満(算定基準額30万4,200円未満)※である場合、高校生等・新修学支援金の申請をし、認定になれば授業料の支払が不要となります(在留資格が「留学」である生徒を除く)。

※【算出方法(計算式)】市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額
（ただし政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる。（令和８年４月１日現在））

○　**支給額**

全日制　年額 11万8,800円※

※　学校が生徒に代わって高等学校等就学支援金／高校生等・新修学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に各支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

○　**手続について**

入学する高等学校で合格発表時に手続きに関するお知らせ等を配付しますので、案内に従って、入学する高等学校に申請してください。

就学支援制度については、県のＷｅｂページでも案内しています。Ｗｅｂページには、令和８年度に配付した、手続きに関するお知らせも参考に掲載されています。

掲載ページURL：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533737/index.html
「神奈川県　就学支援金」で検索

○　**対象となる方は必ず手続きをしてください。手続きが行われないと授業料をご負担いただきます。**

○　**問合せ先**　各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
電話（045)210-8113(直通)　※　手続きは各高等学校で行います。

○　神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について

◆　**神奈川県立の高等学校**では、受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。

○　**対象となる方**

生活保護を受給されている方、児童福祉施設等に入所されている方、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の方、災害を受けた方、失職等による家計急変（当該年度中または当該年度の前年度中に限る。）により都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満となる方は**全額免除**、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の方は**半額免除**となります。

○　**申請方法**

入学検定料および入学料について減免を希望される方は申請手続が必要です。

原則、e-kanagawa電子申請システムにて志願予定の県立高等学校に申請してください。（電子申請期間後は書面申請のみ受付となります。）

申請ページURL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=134334

e-kanagawa電子申請システムによる申請ではなく、書面申請を希望される場合は、中学校または県立高等学校にある申請書類に必要事項を記入して、志願予定の県立高等学校に申請してください。

なお、必ず申請する県立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。**入学検定料は募集期間開始日の前日まで**に、**入学料は入学手続開始日の前日まで**に申請しないと受け付けできません。**それぞれの期限までに申請がなかった場合、減免できません**ので、ご注意ください。

○　**減免される額**

全日制　入学検定料　2,200 円（全額免除）　1,100 円（半額免除）
入　学　料　5,650 円（全額免除）　2,825 円（半額免除）

○　**問合せ先**　各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
電話（045)210-8113(直通)　※　手続は各高等学校で行います。

◆　**横浜市立、川崎市立、横須賀市立の各高等学校**の受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免となる対象の方は次のいずれかに該当する方です。

なお、申請される方は必ず、志願予定の市立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。

（※　横須賀市は下記問合せ先に事前相談をしてください。）

区　分	主な免除対象者	担当および電話番号
横浜市立	・保護者が災害等により、学資の支弁が困難となっている方 ・生活保護を受けている方、またはこれに準ずる方 ・その他教育長が特に必要があると認める方	横浜市教育委員会 事務局学校教育部学校支援・地域連携課 (045)671-3474
川崎市立	・生活保護を受けている方 ・保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮している方 ・その他教育委員会が減免の必要があると認める方	川崎市教育委員会 事務局総務部学事課 (044)200-3269
横須賀市立	・学費負担者が災害、病気、失業等で生活が困窮している方 ・生活保護者、または準生活保護者 ・その他市長において特に必要があると認める方	横須賀市教育委員会 事務局学校教育部教育指導課（総務係） (046)822-8525

※　掲載内容は、令和８年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○　神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて

１　貸付対象　次のア、イのいずれかに該当する方
ア　県内に在住し、県内の高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部)に在学する生徒
イ　保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する生徒

２　貸付内容
(1) 貸付月額　国公立　**１万円、２万円**または**３万円**(いずれかの選択)
(新入生)　私　立　**１万円、２万円、３万円、４万円**または**５万円**(いずれか選択)
※　２年生以上は上限額が１万円下がりますが、申請(要件あり)により１万円を加算し、新入生の時と同額の貸付けをうけることができます。
(2) 貸付期間　４月から翌年３月までの１年間(予約採用・定期採用の場合)
(3) 貸付方法　７月下旬(４月分～９月分)、10月下旬(10月分～12月分)、１月下旬(１月分～３月分)の年３回、本人が指定した銀行口座に振り込みます。(定期採用の例)

３　連帯保証人　**連帯保証人が原則２人※必要**になります。
※　保護者１人と別の独立の生計を営む成年者１人。貸付決定後に印鑑登録証明書とともに借用証書を提出いただきます。

４　申込方法
①　**予約採用**(高校入学前に申込)
(1) 募集案内等　募集内容、申込期間、申込書等は**10月末ごろに中学校を通じてご案内**しますので、担任の先生等にお申出ください。(県教育委員会のホームページにも掲載)
(2) 提　出　先　**神奈川県教育委員会財務課**へ申し込みます。
審査の上、入学前に採用を決定しますが、高校等入学後に改めて願書等を入学した学校に提出していただく必要があります。
(3) 短期臨時奨学金　予約採用された方のうち**希望される方は、短期臨時奨学金として、高校入学後の奨学金の一部を前倒しして高校入学前の３月に貸付けを受けることができます。**
②　**定期採用**(高校等入学後に申込)
(1) 募集案内等　募集案内、願書等は**高校等で配付します。**(県教育委員会のホームページにも掲載)申込手続については、各高校等の担当者にお問い合わせください。
(2) 提　出　先　学校長の推薦が必要ですので、各**高校等を通じて手続**をしてください。
(3) 申込期間　定期採用は**４月に募集**します。各高校等が定める期限までにお申込みください。
※　募集締切後に貸付けが必要となった方は随時採用にお申込みが可能です。
(随時採用の募集は１月末まで)

５　返還方法
(1) 返還期間等　高校卒業後６か月経過した後から、**貸付期間の４倍以内の期間で返還**します。
返還方法は、月払(毎月)、半年分のまとめ払い(毎年７月と12月)または１年分のまとめ払い(毎年12月)。高等学校奨学金は**無利息**です。
(2) 返還猶予等　大学等へ進学した場合等は**申請により返還の猶予が可能**です。また、**一定の条件を満たした場合に限り、返還が免除になることがあります。**

６　問合せ先　神奈川県教育委員会　財務課　高校奨学金グループ　電話(045)210-8251(直通)
ホームページ　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/

○　神奈川県高校生等奨学給付金について

１　給付対象　次の(1)～(3)をすべて満たしてる者が対象
(1) 令和８年７月１日時点で、保護者が神奈川県内に在住していること。
(2) 令和８年７月１日時点で、次のいずれかの世帯であること。
・生活保護世帯(生業扶助受給世帯)
・住民税非課税世帯(保護者等の住民税所得割が０円)
・世帯年収約 270～380 万円程度の世帯(保護者等の住民税所得割 100～105,500 円未満)
・世帯年収約 380～490 万円程度の世帯(住民税所得割 105,500～182,500 円未満)
※　家計急変により上記のいずれかとなった世帯を含む。
(3) 令和８年７月１日時点で、高校生等が高等学校等に在学していること。
・高校生等とは、就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
・高等学校等とは、高等学校(別科を除く)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第１～第３学年)、専修学校及び各種学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの(特別支援学校の高等部を除く。)
(他に国籍・在留資格等の要件があります。)

２　制度内容　授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金(返還不要)

世帯区分	要件	全日制 定時制	通信制
①生活保護世帯	７月１日時点で生業扶助を受給している	32,300円	
②住民税非課税世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が０円（①を除く）	143,700円	50,500円
③年収270～380万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①②を除く）	47,900円	16,830円
④年収380～490万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が182,500円未満（①～③を除く）	35,930円	12,630円

・給付を受けるためには申請が必要です。
(高校等入学後に学校へ申請)
・制度の詳細は県教育委員会のホームページをご覧ください。
(私立高等学校等は本冊子 P.42 をご覧ください。)

● 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
● 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

３　問合せ先　神奈川県教育委員会　財務課　高校奨学金グループ　電話(045)210-8251(直通)
ホームページ　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/

○　私立高等学校等の学費支援制度等について

この内容は令和８年度のものです。令和９年度以降制度が変更となる場合があります。

授業料・入学金補助制度

神奈川県では私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、返還不要の入学金・授業料の補助を行っています。

授業料については、国の制度改定により所得制限なしで授業料 480,000 円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯等の方に対して入学金 212,000 円まで支援します。

私立高等学校等…専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）を含みます。

令和８年５月１日時点の制度となります。

国籍・在留資格等の要件があります。

令和８年度の授業料・入学金補助額（年額）

		所得区分	授業料補助		入学金補助	
		令和8年度の「市町村民税の課税標準額×6%−市町村民税の調整控除の額」※1	①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金（県）※2		補助上限額※4
年収目安（モデル世帯※3）	生活保護世帯	令和8年1月1日時点で生活保護	457,200円（通信制 337,200円）	＋22,800円（通信制 142,800円）	212,000円	授業料： 480,000円 入学金： 212,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円				
	270万円～750万円未満	227,100円未満			100,000円	授業料： 480,000円 入学金： 100,000円
	750万円以上	227,100円以上				授業料： 480,000円

※1　父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。
　　政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に３／４を乗じます。

※2　保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※3　両親・高校生・中学生の４人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※4　補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

①　就学支援金（国の制度）…… 私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

②　学費補助金（県の制度）…… 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

授業料以外の教育費への補助制度

③　神奈川県高校生等奨学給付金… 授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金制度です。（返還不要）

給付対象（申請年度の７月１日現在に次の要件をすべて満たす世帯）

○　保護者が県内在住であること。

○　私立の高等学校等に在学していること。

○　生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または保護者等全員の県民税･市町村民税所得割額の合算額が０～182,500円未満世帯であること。

※家計急変による経済的理由から、対象の世帯区分相当となる世帯に対する給付があります。

年収の目安	世帯区分	支給単価(年額)	
		全日制･定時制の学校	通信制の学校
生活保護世帯	生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	52,600円
住民税非課税世帯	0円	152,000円	52,100円
270万円～380万円未満 ※2	105,500円未満 ※1	50,670円	17,370円
380万円～490万円未満 ※2	182,500円未満 ※1	38,000円	13,030円

※１ 令和８年度県民税・市町村民税所得割の合算額

※２ 国籍・在留資格等の要件があります。要件に該当しない場合は、生活保護世帯又は、住民税非課税世帯のみが対象です。

問合せ先　神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
電話 045-210-3793(直通)
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html

神奈川県　学費支援　検索

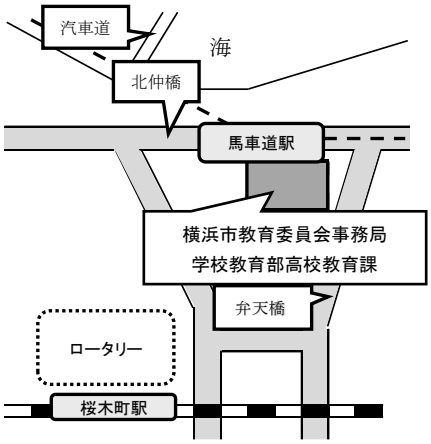
○ 神奈川県教育委員会案内図



神奈川県教育委員会
教育局指導部高校教育課
（入学者選抜・定員グループ）

横浜市中区日本大通１
神奈川県庁　東庁舎６階

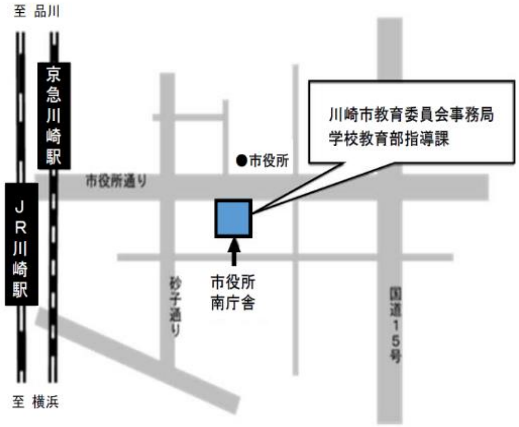
○ 横浜市教育委員会案内図



横浜市教育委員会事務局
学校教育部高校教育課

横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
（新市庁舎 14 階）

○ 川崎市教育委員会案内図



川崎市教育委員会事務局
学校教育部指導課

川崎市川崎区宮本町１
（南庁舎７階）

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課入学者選抜・定員グループ	電話(045)210-8084（直通）
横浜市教育委員会事務局学校教育部高校教育課	電話(045)671-3272（直通）
川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課	電話(044)200-3243（直通）
横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	電話(046)822-8479（直通）